1　決定年月日　平成22年９月15日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　定義
⑴　協定債権とは、平成22年６月17日（以下、「基準日」という。）までの原因に基づいて発生した債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために特別清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する特別清算株式会社に対する費用請求権（以下、「優先債権等」という。）を除いたものをいう。
⑵　協定債権元本とは、協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権を除いたものをいう。
2　弁済の方法・場所
⑴　協定債権に対する弁済は、清算人代理事務所（坂井・三村・相澤法律事務所　東京都港区虎ノ門四丁目３番13号　神谷町セントラルプレイス４階）において行う。清算人代理事務所が移転した場合、移転後の清算人代理事務所で行うものとし、その所在地は、協定債権者に対し、書面により通知する。ただし、協定債権者から事前に書面により特定の預金口座への振込送金の指定があった場合は、その指定口座宛に振り込む方法により行う。この場合、振込手数料は特別清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　権利の変更及び弁済方法
1　協定債権元本について
⑴　弁済
特別清算株式会社は、すべての資産の換価を終了した後、本協定認可決定確定後１か月以内に、各協定債権者に対し、当該弁済原資を基準日における各協定債権元本額に応じて按分した額を弁済する。
⑵　債務の免除
特別清算株式会社は、上記⑴の弁済実行と同時に、協定債権元本額から上記⑴の弁済額を控除した残額につき、全額の債務の免除を受ける。
⑶　追加弁済
上記⑴の実行後、特別清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、特別清算株式会社は、速やかにこれを換価し、その換価費用その他の優先債権等を免除した残額を追加弁済額として、各協定債権者に対し、本項⑴アの例により追加弁済を実行する。この場合においては、本項⑵に基づく残債権の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失う。
2　協定債権元本以外の協定債権
特別清算株式会社は、弁済を実行する場合には弁済実行時において、弁済を実行しない場合には各協定債権者が弁済不実行通知書を受領した時点において、それぞれ、利息、遅延損害金その他、協定債権元本以外の協定債権につき、全額の免除を受ける。
以上
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２２年（再）第５号
埼玉県東松山市大字高坂1167番地１
再生債務者　有限会社ゆうひや商店
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年10月13日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年11月10日から平成22年11月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再）第９１号
東京都千代田区神田司町２丁目７番地
再生債務者　日本振興銀行株式会社
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後７時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年５月27日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年６月17日から平成23年７月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第９３号
横浜市都筑区北山田５丁目１番45号
再生債務者　株式会社サンライフ
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後４時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年10月15日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年11月19日から平成22年11月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第１号
栃木県佐野市赤見町2009番地
再生債務者　セキノス株式会社
1　決議に付する計画案　平成22年８月31日（平成22年９月３日修正）付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成22年10月22日午後１時10分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成22年10月15日まで
平成22年９月16日
宇都宮地方裁判所第１民事部

再生計画認可

平成２２年（再）第２０号
東京都千代田区外神田６丁目16番８号
再生債務者　栄和土地開発株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年９月15日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成１９年（再）第１６７号
東京都千代田区九段南４丁目３番13号
再生債務者　株式会社バーラヴィ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年９月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（再）第１９８号
東京都昭島市宮沢町522番地２
再生債務者　株式会社オーサワエンジニアリング
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年９月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２２号
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目36番７号
再生債務者　株式会社ＫＡＴＹ（旧商号ティッセタンタジャパン株式会社）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年９月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２２１号
東京都中野区本町３丁目31番11号
再生債務者　ＫＵＣ株式会社（旧商号ユニコテクノス株式会社）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年９月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１２１号
千葉県市川市菅野４丁目11番13号
再生債務者　黒瀬　　博
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年９月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１２２号
千葉県佐倉市井野1385番地100
再生債務者　吉野　庄市
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年９月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第４６号
埼玉県さいたま市見沼区春野４丁目26番地１
再生債務者　伊藤　峰男
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年９月15日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続廃止

平成２１年（再）第１４号
北九州市小倉北区下到津４丁目４番９号
再生債務者　山本　義夫
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成22年９月15日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部